

【取寄せ依頼される場合の注意事項】

必ずお読みください！

次の情報を添えてご依頼願います。

1. 委任状の被委任者欄は空白で2通（1通は不足分の追加申請に使用）送付願います。
2. 委任者が韓国籍の場合：特別永住者証明書カード又は在留カードの両面コピー
3. 委任者が帰化者の場合：帰化事項（従前の韓国名）記載の日本戸籍謄本原本と運転免許証又はマイナンバーカード両面コピー
4. 委任者が元々日本国籍の場合：対象者との関係がわかる日本戸籍謄本（対象者の韓国名と生年月日があるもの）原本と運転免許証又はマイナンバーカード両面コピー
5. 登録基準地（本籍地）の地番までの情報
不明なときは父方親族にお聞きになるか、外国人登録原票の写しを出入国在留管理庁 <http://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/foreigner.html> から取り寄せてください。（「国籍の属する国における住所」が該当します）
6. 証明対象者の姓名・生年月日・委任者との関係：委任者は本人・配偶者・直系血族であること。
兄弟姉妹はお互いの証明書を申請することはできません。兄弟姉妹それぞれの委任状か、その配偶者又は直系卑属・尊属の委任状が必要となります。すべての兄弟姉妹の物を入手したいなら父母の委任状があればOKです。
7. 兄弟姉妹間の相続の案件では、財産管理人からの申請、または、裁判所からの嘱託調査要請を外務省通じて韓国大使館へする必要があります。
8. 親養子関係証明書は原則発行されません。成人本人か親が直接領事館で申請する必要があります。帰化申請で必要な場合は必ず法務局の「必要書類一覧表」原本を添付してください。
9. 相続で親養子入養関係証明書が必要な案件はないと思いますが、どうしても必要な場合相続関係図と遺産分割協議書の草案を添付してください。
10. 韓国戸籍類の取り寄せ翻訳について、税込みの見積り費用については下記のとおりです。

○取寄料：2,200円

○翻訳料：証明書1通 1,100円、除籍謄本：1枚 2,200円

위임장 (委任狀)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명(姓名):
생년월일(生年月日):
주소(住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.
委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

- * 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권
- * 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인 (委任をした人)

성명(姓名): (인 印)
주소(住所):
주민등록번호(生年月日):
전화번호(電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで嘘偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

위임장 (委任状)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명(姓名):

생년월일(生年月日):

주소(住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.
委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인 (委任をした人)

성명(姓名): (인 印)

주소(住所):

주민등록번호(生年月日):

전화번호(電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで嘘偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

위임장 (委任状) (2通必要) <記入例>

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名): (空白)

생년월일 (生年月日): (空白)

주소 (住所): (空白)

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 李 ○○ は下記の行為に関する権限を上記 (空白) に委任します。
(依頼者)

- 아래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부. 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권 **両面コピーが必要.**

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

日本人の場合は対象者との関係が分かる日本戸籍原本(帰化者の場合は従前の韓国名が記載された物)
と運転免許証両面コピー添付、マイナンバーカード、旅券、身障者手帳も可。

20 年 月 日 (作成日記入)

위임인 (委任をした人)

委任者 (依頼者) は対象者の配偶者・血縁のある父母・子女・孫でないダメ。

성명 (姓名): **李 ○○ (本名)** (인 印)

주소 (住所): **大阪市生野区○○○○○○○○○○**

주민등록번호 (生年月日): **1950年○○月○○日 (西曆)**

전화번호 (電話番号): **090-0000-0000**

※ 유의사항(注意事項)

타의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

TO: (株)韓国戸籍翻訳センター <在日総合サポート行政書士事務所グループ>

〒542-0076 大阪市中央区難波2-3-11 ナンバ八千代ビル2階 Tel 06-6211-8322

家族関係証明書等の取寄・翻訳依頼書

- * 委任者が韓国籍の場合：・特別永住者カード又は在留カードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
- * 委任者が日本籍の場合：
 - ・運転免許証又はマイナンバーカードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
 - ・対象者の関係がわかる日本戸籍謄本(対象者の姓名と生年月日の記載がある物)原本を添付。
 - ・帰化者の場合、帰化事実(従前の韓国姓名等)が記載されている日本戸籍謄本原本を添付。

<特別注意事項>

- * 帰化申請用は法務局の「必要書類一覧表」(対象者の必要戸籍が示された物)の原本が必要です。
- * 相続手続で親養子入養関係証明書が必要な時(通常は不要)は相続関係説明図と遺産分割協議書草案のコピーが必要です。

当事務所に依頼される方 ご担当者名 【00000】	送付先：〒544-0000 大阪市中央区本町000000 事務所名又は個人名： 0000法律事務所 記入例 電話番号： 06-0000-0000 Fax 番号： 06-0000-0000 メールアドレス：00000@0000		
委任者氏名 (本人、家族の方)	李 ○ ○	主要対象者 との関係	妻
使用目的(○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 相続 ・ 帰化 ・ 婚姻 ・ 各種届出(婚姻・出生・死亡・離婚・認知) その他()		
<必要書類の例> 必要な項目に☑してください。そのうち不要な物は消去してください。 下記で記入もOKです。	<相続手続>☑ 被相続人(主要対象者)の出生時から死亡または帰化までの物すべて ☑ 相続人の基本証明書・家族関係証明書 <帰化手続>☐ 帰化申請者(主要対象者)の出生時からの物すべて ☐ 父母の婚姻関係証明書・家族関係証明書・基本証明書(2008年以降死亡の場合) 父母の婚姻届より本人の出生が早い場合「母の婚姻適齢期からの除籍謄本」 <婚姻申告>☐ 主要対象者の家族関係証明書・婚姻関係証明書 <日本への婚姻届>☐ 主要対象者の基本証明書・婚姻関係証明書・家族関係証明書(未成年) <死亡申告>☐ 死亡者の「基本証明書」「家族関係証明書」		
登録基準地(本籍地)	「里」までは必要 慶尚南道00000000番地		
①主要対象者姓名	金 ■ ■	(生年月日：00000)	
必要証明書種類(通数)	出生から死亡まですべて(相続登記用)		
②対象者姓名	李 ○ ○	<関係 妻 >	(生年月日：00000)
必要証明書種類(通数)	基本 家族 婚姻 各1通		
③対象者姓名	金 △ △	<関係 長男 >	(生年月日：00000)
必要証明書種類(通数)	基本 家族 各1通		
④対象者姓名	金 ◇ ◇	<関係 二男 >	(生年月日：00000)
必要証明書種類(通数)	基本 家族 各1通		
注1) 委任者の兄弟姉妹の物は申請できません。兄弟姉妹の父母又は子等の直系血族が配偶者の委任状が必要です。 注2) 委任者の叔父叔母甥姪の物は申請できません。 注3) 親養子入養関係証明書は原則発行されません。成人本人がご両親が直接領事館で申請する必要があります。 第三者が代行するためには、相続手続なら相続関係説明図と遺産分割協議書草案、 帰化手続なら法務局の「必要書類一覧表」の原本が必要です。			

翻訳同時依頼： 依頼します。 依頼しません。

在日韓国人の相続必要戸籍

【被相続人が韓国国籍の場合】(全員韓国籍で遺産分割協議をする場合)

- 被相続人の【出生申告時】から記載のあるすべての除籍謄本
被相続人の「基本」・「家族」・「婚姻」・「入養」の4種類証明書【詳細】
- 相続人の基本証明書【詳細】と家族関係証明書【詳細】

【被相続人が帰化者の場合】

- 被相続人の【出生申告時】から帰化年月日までの除籍謄本
- * 2008.1.1以降の帰化者については
「基本」・「家族」・「婚姻」・「入養」の4種類証明書【詳細】も必要
* 日韓の国籍法では外国国籍を取得した時点で原国籍を喪失する。
* 日本国籍の相続人は日本戸籍だけでOK。

帰化申請の必要韓国戸籍

領事館には法務局の「必要書類一覧表」や「点検表」を必ず持参すること。
(そうでなければ親養子入養関係証明書は発行してくれない)

<帰化申請に必要な韓国戸籍>

- ① 本人の基本・家族・婚姻・入養・親養子(5種類の証明書)の【詳細】を申請。
(18歳未満の子供は婚姻関係証明書は不要)
- ② 本人の【出生時期から】の除籍謄本と記入して申請。(出生申告日からではない)
註)出生年が1990年で出生申告が2000年であれば2000年より前の戸籍には本人の記載はないが、それでも出生年の1990年を含む戸籍が必要。
- ③ 父母両方の婚姻関係証明書・家族関係証明書を申請
註)2008.1.1以降に父または母が死亡していればその基本証明書も必要。
- ④ 父母の婚姻申告日よりも本人の出生日が早い時は母の出生からの除籍謄本も申請。
註)婚姻申告の前に生まれていた子となり母方の連れ子ではないかと疑われるから。

(*判断しかねるときは申請人とその父母の出生から全ての除籍謄本と証明書を申請し、入手してから取捨選択すればよい。無駄になる印紙は数百円程度。何度も領事館に行くことを考えれば安い物である。)